

明石市市民参画条例

平成 31 年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

- (1) 平成 31 年度の市民参画手法の実施状況について (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について ~意見公募手続による成果~ (3)
- (3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 (4)

2. 政策提案の取扱状況

➤ 取扱いの実績はありませんでした。

II 参考資料編

1. 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (5)
- (2) 意見公募手続 (7)
- (3) 審議会等手続 (8)
- (4) 意見交換会手續 (9)
- (5) その他の手法 (10)

※ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画) (11)

※計画については該当がありませんでした。

3. 平成 31 年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

- (1) 法律・条例に基づくもの (16)
- (2) 規則・要綱に基づくもの (17)

4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

- ① 判断基準 (18)
- ② フロー図 (21)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 平成 31 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 31 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等(条例制定や計画書策定等)の数は 13 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 31 年度に実施した政策等は 10 件でした。実施しなかった 3 件のうち 1 件は平成 27 年度に実施済みで、2 件は審議会等で審議中の政策等であり令和 3 年度に意見公募手続を実施する予定です。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 31 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等、意見交換会などが市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、13 政策等のうち 6 政策等で実施されました。

意見交換会については、4 件実施されました。まず、「犯罪被害者等の支援に関する条例の改正」及び「あかし被害者基金条例の制定」においては、令和元年 9 月 5 日に非公開で開催し、4 人の参加をいただきました。また、「(仮称)あかし S D G s 推進計画(第 6 次長期総合計画)の策定」においては、令和元年 6 月 30 日より 12 回開催し、延べ 644 人の参加のもと、387 件の意見をいただきました。また、「市役所新庁舎の整備(基本計画の策定)」においては、令和 2 年 1 月 18 日より 5 回開催し、延べ 76 人の参加のもと、79 件の意見をいただきました。

その他の手法については、「(仮称)あかし S D G s 推進計画(第 6 次長期総合計画)の策定」において、無作為抽出した市内在住の 18 歳以上の人(5,000 人)に対して、まちづくり市民意識についてのアンケート調査を実施しました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数 ： 13 件	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他	ワークショップ ^①	公聴会	計
実施件数	10 件※1	6 件	4 件	1 件	—	—	21 件
意見数	209 意見		466 意見	—	—	—	675 意見
参加者数		74 人 (傍聴者数)	728 人	3, 265 人	—	—	4, 067 人

※ 1 政策等数 13 件中、意見公募を実施しなかった 3 件のうち 1 件は平成 27 年度に実施済みで、2 件は令和 3 年度に実施予定。

★ 経年比較

[実施件数比較]

実施 件数	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^①	公聴会	その他	計
H 31	13 件	10 件	6 件	4 件	—	—	1 件 21 件
H 30	6 件	5 件	3 件	1 件	—	—	1 件 10 件
H 29	31 件	29 件	7 件	1 件	—	—	0 件 37 件

[1件あたりの意見数、参加者数比較]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^①	公聴会	その他
H 31	意見数	21 意見		117 意見	—	—	—
	参加者数		12 人	182 人	—	—	3, 265 人
H 30	意見数	4 意見		34 意見	—	—	—
	参加者数		4 人	41 人	—	—	4 人
H 29	意見数	1 意見		1 意見	—	—	—
	参加者数		6 人	23 人	—	—	—

(2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成31年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等13件のうち意見公募手続を実施したのは10件でした。この10件のうち8件で意見が提出されました。

意見が提出された8件のうち3件において、政策等(案)を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	8件／10件
意見が提出された政策等のうち政策等(案)を修正した政策等数	3件／8件

★意見公募手続により修正した政策等(案)の修正概要

修正した政策等名	修正概要
ユニバーサルデザイン のまちづくり実行計画 の策定	<ul style="list-style-type: none">専門用語の説明が必要との意見を受けて、用語の定義を追記しました。その他、施策を進めていくうえで連携すべき関係機関等の例示不足や文言の表現に関する意見を受け、例示を追記するとともに表現を修正しました。
市役所新庁舎の整備 (基本計画の策定)	<ul style="list-style-type: none">大規模災害対策として多様なエネルギーの利活用の推進が必要との意見を受けて、エネルギー供給源の多様化・分散化について追記しました。
気候非常事態宣言について	<ul style="list-style-type: none">達成目標などの重要事項の記載がないとの意見を受けて、目標年度や取組内容を市民へ伝わりやすく追記しました。気候変動の原因の記載が不十分との意見を受けて、地球温暖化との関係についての記載を追記しました。文章構成についての意見を受けて、より伝わりやすく修正しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることが伺えます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる政策等もあり、各部署ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法	実施原則(※)	実施件数	平成 31 年度に実施しなかった理由
		平成 31 年度	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	8 件/13 件 <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度に意見公募手続を実施する予定のため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例の制定】 法令等に定められている基準に基づくものではあるが、市の独自基準が一部含まれていることを考慮して意見公募手続のみを実施したため。【無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定】 国の策定要領に準じた計画であり、支援者となる関係機関からの意見も踏まえたものであるが、里親制度をはじめ社会的養育の推進には市民の理解・協力が必要であることを考慮して意見公募手続のみ実施したため。【社会的養育推進計画の策定】 国庫補助金申請上、施設の長寿命化の方針が定められているものであるが、義務教育施設であることを考慮して意見公募手続のみ実施したため。【市立学校施設長寿命化計画(素案)の策定】 平成 25 年度から平成 27 年度の間に、住民投票条例検討委員会の開催、市民フォーラムの実施、及び、意見公募手続を実施したため。【住民投票条例制定(否決)】
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	12 件/13 件 <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度から平成 27 年度の間に市民参画手続を実施済みのため。【住民投票条例制定(否決)】
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	10 件/13 件 <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度に実施予定のため。【(仮称)あかし S D G s 推進計画(第 6 次長期総合計画)の策定、(仮称)あかしインクルーシブ条例の制定】 平成 27 年度に意見公募手続を実施したため。【住民投票条例制定(否決)】
	意見公募期間	意見公募期間を 30 日以上とっている	10 件/10 件 <ul style="list-style-type: none"> —
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	10 件/10 件 <ul style="list-style-type: none"> —
審議会等	委員数	20 人以内	2 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> 福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、学識経験者など、多くの関係者の参画が必要なため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】 市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。【あかし S D G s 推進審議会】 社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。【社会福祉審議会】 多くの当事者等から意見を聴く場としているため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】
	男女比	男女いずれもが委員総数の 3 割以上	3 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体に対する充て職であるため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会、社会福祉審議会】 多くの当事者等から意見を聴く場としているため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】
	公募市民	公募による市民が委員総数の 2 割以上	3 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> 法で委員構成が定められているため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会、社会福祉審議会】 学識経験者及び当事者等から意見を聴く場としているため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	6 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> —
	開催通知	開催日の 2 週間前までに審議事項、日時等を公表している	6 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> —
	公開	会議を公開で開催している	6 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> —
	公表	会議録を作成し、公表している	6 件/6 件 <ul style="list-style-type: none"> —
意見交換会	開催通知	開催日の 2 週間前までに議題、日時等を公表している	2 件/4 件 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等のプライバシーへの配慮が必要なため。【犯罪被害者等の支援に関する条例の改正、あかし被害者基金条例の制定】
	公表	開催記録を作成し、公表している	2 件/4 件 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等のプライバシーへの配慮が必要なため。【犯罪被害者等の支援に関する条例の改正、あかし被害者基金条例の制定】
その他	実施公表	実施日の 2 週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0 件/1 件 <ul style="list-style-type: none"> 対象者へアンケートを郵送したため。【(仮称)あかし S D G s 推進計画(第 6 次長期総合計画)の策定】
	結果公表	実施結果等を公表している	1 件/1 件 <ul style="list-style-type: none"> —

※ 実施原則は、平成 25 年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づく。

II 参考資料編

※担当部署名は平成 31 年度現在

1. 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続の根拠					市民参画手法			未達成理由	
		局・部名	課名			意見公募	審議会	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公聴会	政策公募会	その他	複数の市民参画手法の併用	(条例第6条第2項に該当する政 策等に限る。)
1	犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	R2.4	犯罪被害者等の視点に立つた車なる支援策を実施するため、犯罪被害者等の支援に関する条例を改正する。	条例第6条第2項第3号	○	○					-	-	-
2	あかし被害者基金条例の制定	政策局	市民相談室	R2.4	犯罪等により害を被った者等の支援に要する経費について、あかし被害者基金を設置するため、新たに条例を制定すること。	条例第6条第2項第3号	○	○					-	-	-
3	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂	政策局	政策室	R2.3	地方創生に向けた、2019年度までの目標や施策をまとめた「まち・ひと・しこと創生総合戦略」について、数値目標の一覧見直しと計画期間を1年延長する。	条例第6条第2項第2号	○	長期総合計画推進会議					-	-	-
4	ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の策定	政策局	政策室	R2.3	誰もが安全で快適に移動しやすく、暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めため、本市のユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	ユニバーサルデザイナー協議会					-	-	-
5	(仮称)あかしSDGs推進計画(第2次長期総合計画)の策定	政策局	政策室	R4.3	市の最上位計画である総合計画として、SDGsの理念を反映し、まちの姿やまちづくりの方向性などを定めた「(仮称)あかしSDGs推進計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	あかしSDGs推進会議	○				-	-	令和3年度に実施予定のため。
6	市役所新庁舎の整備(基本計画の策定)	政策局	都市開発室	R2.3	市役所新庁舎の整備にあたり、新庁舎の基本理念や導入機能、整備場所、規模、事業費算込み、スケジュールなど設計に向けての基本的な条件を示すため、市役所新庁舎建設基本計画を策定する。	条例第6条第2項第4号	○	○					-	-	-
7	気候非常事態宣言について	市民生活局	環境総務課	R2.3	気候変動問題への応応するため、気候非常事態宣言を表明する。	条例第6条第2項第1号	○	環境審議会					-	-	-
8	(仮称)あかしリンクルーム条例の制定	福祉局	福祉総務課	R4.3	「誰一人取り残さない」インクルーシブなまちづくりに向けた取組みをより一層加速させていくために、有識者を含む当事者等の意見を聞き、当該取組みの指針となる新たな条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	(仮称)あかしリンクルーム条例検討会						-	-	令和3年度に意見公募手続を実施する予定のため。
9	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	生活福祉課	R2.3	社会福祉法の改正に伴い、厚生労働省令に基づく所定の基準を定めるための条例を制定する。	条例第6条第1項	○						-	-	法令等に定められている基準に基づくものではあるが、市の独自基準が一部含まれていることを考慮して意見公募手続のみを実施したため。
10	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定	こども局	こども育成室	R2.4	子ども・子育て支援法に基づき、今後5年間の児童期における教育・保育及び地域の子育て支援の構造計画を策定する。	条例第6条第1項	○	社会福祉審議会					-	-	-

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手法					未達成理由 (条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)	
		局・部名	課名			意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聽会	政策公募	
11	社会的養育推進計画の策定	こども局	さとおや課	R2.3	今後10年間の社会的養育の総合的な計画として、実施体制の整備及び養育の質の向上を図るために計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○					国の策定要領に準じた計画であり、支援者となる関係機関からの意見も踏まえたものであるが、里親制度をはじめ社会的養育の推進には市民の理解・協力が必要であることを考慮して意見公募手続のみ実施したため。
12	市立学校施設長寿命化計画(素案)の策定	教育委員会事務局	学校管理課	R2.3	今後の学校施設の計画的な維持補修を目的とした改修計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○					国庫補助金申請上、施設の長寿命化の方針が定められているものであるが、義務教育施設であることを考慮して意見公募手続のみ実施したため。
13	住民投票条例制定【否決】	総務局	総務課	R2.3 【否決】	自治基本条例に基づき、住民投票の実施に關し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号						平成25年度から平成27年度の間に、住民投票条例検討委員会の開催、市民フォーラムの実施、及び、意見公募手続を実施したため。

(2) 意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法		意見の提出数			提出意見の検討		未達成理由		
		局・部名	課名	開始日	終了日	件数	持参	FAX	メール	その他	政策等の 業の修正 の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2年以上の方法による 実施の公表 結果の公表	
1	犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	R1.12.17	R2.1.15	市ホームページ 市民セントー 行政情報センター あかし総合窓口 市民相談室窓口	2	4	0	1	1	0	無	市ホームページ 市民相談室窓口	-
2	あかし被害者基金条例の制定	政策局	市民相談室	R1.12.17	R2.1.15	市ホームページ 市民セントー 行政情報センター あかし総合窓口 市民相談室窓口	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 市民相談室窓口	-	
3	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂	政策局	政策室	R2.1.1	R2.1.31	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター 政策室窓口	1	10	0	0	0	無	市ホームページ 政策室窓口	-	
4	ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の策定	政策局	政策室	R2.1.24	R2.2.24	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター 政策室窓口	8	17	0	0	3	5	有	市ホームページ 政策室窓口	-
5	市役所新庁舎の整備 (基本計画の策定)	政策局	都市開発室	R1.12.23	R2.1.31	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター 都市開発室窓口	18	80	1	0	6	11	0	市ホームページ 都市開発室窓口	-
6	気候非常事態宣言について	市民生活局	環境経済課	R2.1.1	R2.1.31	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター あかし総合窓口	12	89	0	0	5	7	0	市ホームページ 環境経済課窓口	-
7	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	生活福祉課	R1.12.10	R2.1.8	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター あかし総合窓口 生活福祉課窓口	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 生活福祉課窓口	-
8	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定	こども局	こども育成室	R2.1.1	R2.1.31	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター こども育成室窓口	1	6	0	0	1	0	無	市ホームページ こども育成室窓口	-
9	社会的養育推進計画の策定	こども局	さとおや課	R2.1.1	R2.1.31	市広報紙 市ホームページ 市民セントー 行政情報センター 明石こどもセンター 窓口	1	1	0	0	0	1	0	市ホームページ 明石こどもセンター 窓口	-
10	市立学校施設長寿化計画 (素案)の策定	教育委員会事務局	学校管理課	R1.12.16	R2.1.20	市ホームページ 市民セントー 行政情報センター 学校管理課窓口	1	2	0	0	0	1	0	市ホームページ 学校管理課窓口	-

(3) 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数						委員公募						委員名簿の公表			開催実績	会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						備考
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H31実績	公表しない理由	H31	可否	H31実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否	H31実績	委員数20人以内	委員数男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	
1 ユニバーサルデザインのまちづくり協議会	政策室	H31. 1	法律要領	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ユニバーサルデザインのまちづくり協議会設置要領	市域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関する調査、検討を行うほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する協議及びその実施状況の調査・分析等を行う。	3	3	0	23	29	25	4	X	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	6	○	5	20	-	○	○	有	福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、学識経験者など、多くの関係者の参画が必要なため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。			新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催(1回)したため。	
2 あかしSDGs推進審議会	政策室	R1. 12	条例規則	附属機関の設置に関する条例 あかしSDGs推進審議会規則	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じ調査審議する。	3	0	5	17	25	11	14	○	3	2	14	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	8	-	○	○	有	市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり多くの意見を反映するため。					
3 環境審議会	環境総務課	H11. 6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告等について、諮問に応じ調査審議する。	5	0	4	8	17	11	6	○	2	2	14	論文	-	○	○	-	2	○	2	17	-	○	○	有						
4 社会福祉審議会	福祉総務課	H30. 4	法律条例	社会福祉法 社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育、保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定及び認定こども園等の認定等について調査審議する。	18	3	0	20	41	34	7	X	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有	社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。			各分野の専門分科会・部会を開催。市民委員審査(4回)、障害者福祉(6回)、児童福祉(14回)、高齢者福祉(1回)		
5 長期総合計画推進会議	政策室	H23. 7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	市民参画のもと明石市第5次長期総合計画に掲げる施策等及び進行管理について協議及び提案を行う。	2	0	4	7	13	9	4	○	2	2	10	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	5	-	○	○	有					令和元年12月廃止	
6 (仮称)あかしインクルーシブ条例検討会	福祉総務課	H30. 8	要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会設置要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例に盛り込むべき項目及び内容に関することについて協議する。	4	1	0	20	25	19	6	X	-	-	-	学識経験者及び当事者等から意見を聞く場としているため。	○	○	-	3	○	3	19	-	○	○	有	多くの当事者等から意見を聞く場としているため。	多くの当事者等から意見を聞く場としているため。					
合 計						35	7	13	95	150	109	41		7	6	38				15		14	74												

(4) 意見交換会手続

No.	政策等の名称	担当部署	課名	実施日時・場所			実施の公表			未達成理由		
				年・月	曜日	時間	場所	方法	期間	参加対象	参加者数	意見数
1	犯罪被害者等の支援に関する条例の改正	政策局	市民相談室	R1.9.5	木	18:00~19:20	本庁舎303応接室	非公表	-	犯罪被害者等	4	-
2	あかし被害者基金条例の制定	政策局	市民相談室	R1.9.5	木	18:00~19:20	本庁舎303応接室	非公表	-	犯罪被害者等	4	-
3	(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)の策定	政策局	政策室	R1.6.30 R1.7.28 R1.8.24 R1.9.28 R1.10.27	日 日 土 土 日	14:00~14:00~14:00~14:00~14:00~ あかし保健所 西箭文化会館 サンライフ明石 バビオナスあかし	魚住市民センター 市庁舎 市ホームページ	R1.6.1~ R1.7.1~ R1.8.3~ R1.9.1~ R1.10.3~	対象指定なし	267	147	
4	市役所新庁舎の整備(基本計画の策定)	政策局	都市開発室	R2.1.19	火	13:30~14:30~ 15:00~16:00	こども健康センターメール	R1.7.10~ 子育てモニター	44	39	市ホームページ 政策室窓口	-
				R2.1.19 R2.1.15 R2.1.15 R2.2.5 R2.2.7	水 水 水 金	- 大久保北コミュニティセンター 魚住東コミュニティセンター 朝霧コミュニティセンター 江井島コミュニティセンター	野々池コミュニティ 大久保北コミュニティ 魚住東コミュニティ 朝霧コミュニティ 江井島コミュニティ	R1.9~ 高齢者大学	333	201		-
				R2.1.18	土	10:00~11:45 14:00~15:35	望海コミュニティ 西部文化会館					
				R2.1.19	日	10:00~11:40 14:00~15:40	魚住市民センター あかし保健所	R2.1.1 R2.1.26	対象指定なし	76	79	市ホームページ 都市開発室窓口
				R2.1.26	日	10:00~12:00	本庁舎806会議室					

(5) その他の手法

No.	政策等の名称 (医療)あかしSDGs推進 計画(第6次長期総合計画)の 策定	担当部署 局・部名 課名		実施内容 実施方法(日時・期間・場所など)		実施の公表 方法 期間		対象 期間	参加者・ 抽出数など 結果の公表方法	未達成理由	
		実施方法による 実施の公表	2以上的方法による 実施の公表	2以上的方法による 結果の公表	結果の公表	2週間前までの実施の公表	2以上的方法による 実施の公表			2以上的方法による 結果の公表	結果の公表
1	(医療)あかしSDGs推進 計画(第6次長期総合計画)の 策定	政策局 政策室	まちづくり市民意識 調査の実施	【期間】R1.6～R1.7 【対象】無作為抽出した市内在住の 18歳以上の人(5,000人) ※うち2,000人は過去5年以内の転入 者	対象者へ郵送	R1.6 ～R1.7	市内在住の 18歳以上の人 3,285人	市庁報紙 市ホームページ	対象者へアンケートを郵送し たため。	対象者へアンケートを郵送した ため。	

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

※「区分」のA、Cは、「4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「① 判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※「実施しなかつた理由」の判断基準①～⑩は、「4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「① 判断基準」の表1に記載の①～⑩を指します。

参考：市民参画条例第6号第3項各号

- (1) 市税の賦課徵収に関するものの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。)その他金銭の徴収に関するもの
- (2) 予算の定めることによる補助金その他の金銭の給付に関するもの
- (3) 法令(法律、法律に基づく命令(告示)を含む。)並びに条例及び規則をいう。以下同じ。)に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないものの
- (4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
- (6) 特に緊急の必要なため作成すべきものであつて、市民参画手続を行う暇がないものの

<条例>

番号	公布年月日	件 名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	R1.7.1	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	市長の附属機関として、新たに明石市ハラスマント防止委員会を設置しようとするもの。	C	判断基準⑦	総務課
2	R1.7.1	明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	第8次地方分権一括法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、災害弔慰資金の貸付条件である貸付利率及び保証人の要否を市町村が独自に定めることができるようになったことから、当該貸付条件を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準③	福祉総務課
3	R1.7.1	明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと	消費税法等の改正により、葬祭式場使用料等を引き上げようとするもの。	C	判断基準④	斎場管理センター
4	R1.7.1	明石市墓園条例の一部を改正する条例制定のこと	消費税法等の改正により、合葬式墓地の使用料を引き上げようとするもの。	C	判断基準④	緑化公園課
5	R1.7.1	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと	消費税法の改正により、消費税の軽減税率制度が実施されることから、消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、消費税及び地方消費税の税率の改正に対応できるよう、使用料を外税表示に改めようとするもの。	C	判断基準①	産業政策課
6	R1.7.1	明石市下水道条例の一部を改正する条例制定のこと	消費税及び地方消費税の税率の改正に対する仕方を見直そうとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	下水道総務課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
7	R1.7.1	明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと	消費税及び地方消費税の税率の改正に対応できるよう、水道料金等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、水道法の一部改正によるもの。	A 条例第6条第3項第3号	水道局	
8	R1.7.1	明石市火災予防条例の一部を改正すること	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C 判断基準①	消防局予防課	
9	R1.9.30	明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例を廃止する条例制定のこと	地方公務員法の一部改正により、職員の次格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることから、職員の任用基準に關し必要な事項を定めた本条例が所期の目的を達成したため、条例を廃止しようとするもの。	C 判断基準⑦	職員室	
10	R1.9.30	明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定のこと	地方公務員法の一部改正により新たに任用する会計年度任用職員（一会计年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員）の給与等を定めるこれにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C 判断基準⑦	職員室	
11	R1.9.30	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと	会計年度任用職員の任用に当たり必要な整備を行おうとともに、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の整備を図ろうとするもの。	C 判断基準⑦	職員室	
12	R1.9.30	明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと	旧氏（過去に称していた氏であつて、戸籍又は除籍に記載又は記録されているもの）を使用した円滑な社会活動を支援するため、旧氏を表した印鑑を登録できるようにしようとするもの。	C 判断基準⑥	市民課	
13	R1.9.30	明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと	平成31年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税に係る課税体系を見直すことのほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A 条例第6条第3項第1号	税制課	
14	R1.9.30	明石市災害甲斐金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	市長の附属機関として、新たに支給審査委員会を設置しようとするもの。	C 判断基準⑦	福祉総務課	
15	R1.9.30	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	大久保町南高丘地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。	A 条例第6条第3項第3号	建築安全課	
16	R1.9.30	明石市消防条例の一部を改正する条例制定のこと	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団員の次格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除しようとするもの。	C 判断基準⑥	消防局総務課	

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
17	R1.12.25	明石市本のまち基金条例制定のこと	本のまち明石の推進に関する事業に要する経費に充てるため、明石市本のまち基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準⑦	政策室
18	R1.12.25	明石市土地改良事業分担金等徵収条例制定のこと	土地改良事業に係る分担金等を徴収するため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準②	農水産課
19	R1.12.25	あかしふるさと図書館条例を廃止する条例制定のこと	明石市制100周年及び明石城築城400周年にあわせ、市民のふるさとのへの誇りや愛着を醸成する取組の一環として設置したことから、ふるさと図書館を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号 文化振興課	
20	R1.12.25	明石市農業共済条例を廃止する条例制定のこと	農業共済事業が、令和2年度から兵庫県下全域を事業区域とした新たな組合によって実施されることとなつたため、条例を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第3号 農水産課	
21	R1.12.25	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	SDG'sの推進及び総合計画に関する重要な事項を調査審議する審議会をあかしSDGs推進審議会としようとするもの。	C	判断基準⑦	政策室
22	R1.12.25	明石市地域総合支援センター条例の一部を改正する条例制定のこと	あさぎり・おおくら総合支援センターの新築に伴い、その位置を変更しようとするもの。	C	判断基準⑦	地域共生社会室
23	R1.12.25	明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定のこと	生涯学習センター分室の施設が老朽化していること及び敷地の占用許可の期間が令和5年3月31日に満了することから、生涯学習センター分室を廃止しようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号 文化振興課	
24	R1.12.25	明石市立コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例制定のこと	旧あかねが丘学園の敷地を売却するに当たり、朝霧コミュニティ・センターを移転して、朝霧北コミュニティ・センターに統合することのほか、使用者の利便性の向上を図るために、施設の部分使用及び1時間単位の使用ができるようになります。料金表を改定しようとするもの。	C	判断基準④ コミュニケーション・生涯学習課	
25	R1.12.25	明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給率及び住居手当の上限額を引き上げようとするもの。	C	判断基準⑦ 職員室	
26	R1.12.25	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。	C	判断基準⑦ 職員室	

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
27	R2.3.26	動物愛護管理担当職員の設置に関する条例 制定こと	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により中核市が置くこととするされた動物愛護管理担当職員を置くため、新たに条例を制定しようとすること。	C	判断基準⑦	あかし動物セントラ一
28	R2.3.26	明石市事務分掌条例の一部を改正する条例 制定のこと	シティセールスとの連携強化を図るため、市民生活局が所管している天文学館に関する事務を政策局に移管すること。	C	判断基準⑦	総務課
29	R2.3.26	明石市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定のこと	社会福祉審議会の調査審議事項に特定教育・保育施設の利用定員の設定、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事項を加えようとするもの。	C	判断基準⑦	こども育成室
30	R2.3.26	明石市職員定数条例の一部を改正する条例 制定のこと	中核市としての市民サービスの維持及び向上に向けた職員管理体制を整備するとともに、再任用フルタイム勤務職員についても定数管理を行いうため、職員定数を改めようとするもの。	C	判断基準⑦	職員室
31	R2.3.26	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用する子を養育する職員を対象とした育児部分休暇を新設するとともに、介護休暇を取得できる期間を延長しようとするもの。	C	判断基準⑦	職員室
32	R2.3.26	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと	国家公務員の取り扱いに準じ、国の機関に派遣される職員等に支給する単身赴任手当を新設するとともに、人事院勅告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑦	職員室
33	R2.3.26	明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	保健総務課
34	R2.3.26	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。	C	判断基準④	建築安全課
35	R2.3.26	明石市立図書館条例の一部を改正する条例 制定のこと	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、これまで教育委員会の所管とされていた図書館の設置、管理及び廃止に、これまでの市長の所管とすることができないようになつたことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑦	総務課
36	R2.3.26	明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと	子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	こども育成室

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
37	R2.3.26	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	障害福祉課
38	R2.3.26	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	所得税法の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	長寿医療課
39	R2.3.26	明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定のこと	市民の利用希望の多い小規模の会議室を新たに設置することに伴い、その利用料金を定めようとするもの。	C	判断基準④	コミュニケーション・生涯学習課
40	R2.3.26	明石市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定のこと	食品衛生法の一部改正により、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準が法令で定められることとから、条例で定めていた当該基準に係る規定を削ろうとするもの。	C	判断基準①	生活衛生課
41	R2.3.26	明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと	卸売市場法の一部改正に伴い、開設者が定めるべき業務規程に必要な事項を定めるとともに、生鮮食料品等の流通の多様化に対応するため、取引参加者に係る規制を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準①	産業政策課
42	R2.3.26	あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと	市長があかし市民広場の管理を行うことができるようにするために、必要な整備を行おうとするもの。	C	判断基準⑦	シティセールス課
43	R2.3.26	明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定のこと	連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等の増加が懸念されていることから、入居に際しての連帯保証人を不要にしようとするもの。	C	判断基準①	住宅課
44	R2.3.26	東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業実施規程及び東播都市計画事業西明石地区区画整理事業（鳥羽新田地区）施行規程の一部を改正する条例制定のこと	土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、土地区画整理事業に係る清算金（換地処分によって生じた不均衡を清算するための金銭）を分割徴収する際に付すべき利子の利率を改めようとするもの。	C	判断基準①	区画整理課
45	R2.3.26	明石市下水道事業の設置等に関する条例及び明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと	引用法令の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準⑧	下水道総務課 下水道局

<計画> 該当なし

3. 平成 31 年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

(1) 法律・条例に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数						委員公募						委員名簿の公表			開催実績		会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由						備考	
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H31実績	公表しない理由	H31	可否	H31実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否	H31実績	委員数20人以内	委員数男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)			
1 ユニバーサルデザインのまちづくり協議会	政策室	H31. 1	法律要領	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ユニバーサルデザインのまちづくり協議会設置要領	市域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関する調査、検討を行うほか、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する計画の策定に関する協議及びその実施状況の調査・分析等を行う。	3	3	0	23	29	25	4	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	6	○	5	20	-	○	○	有	福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、学識経験者など、多くの関係者の参画が必要なため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。	新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催(1回)したため。					
2 あかしSDGs推進審議会	政策室	R1. 12	条例規則	附属機関の設置に関する条例 あかしSDGs推進審議会規則	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じて調査審議する。	3	0	5	17	25	11	14	○	3	2	14	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	8	-	○	○	有	市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。							
3 国民保護協議会	総合安全対策室	H18. 4	法律条例	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 国民保護協議会条例	諮問に応じて、市域に係る国民の保護に関する計画の作成等、国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議する。	3	12	0	23	38	33	5	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	×	-	0	○	-	-	-	○	-	無	国民保護の措置を行なう多くの関係機関で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。	会議開催時に公表しているため。					
4 防災会議	総合安全対策室	S38. 6	法律条例	災害対策基本法 防災会議条例	地域防災計画の作成及びその実施を推進し、市の水防計画等、重要な事項を調査審議する。	2	11	0	17	30	27	3	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	1	○	0	-	-	○	×	有	災害対応を行う多くの関係機関で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。	新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催したため。					
5 国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34. 4	法律条例	国民健康保険法 国民健康保険条例	保険の給付及び保険料の徴収等、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議する。	4	0	3	4	11	6	5	○	0	3	3	論文	-	○	○	-	2	○	2	3	-	○	○	有								
6 社会教育委員会	コミュニティ生涯学習課	S62. 7	法律条例	社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案するほか、諮問により研究調査を行う。	2	0	0	4	6	4	2	×	-	-	-	社会教育に関する知識が必要なため(条例で委嘱基準を規定)。	○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	有									
7 文化財保存活用協議会	文化振興課	R1. 7	法律	文化財保護法	文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議等を行う。	3	1	0	5	9	8	1	×	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	3	○	3	6	-	○	○	有	関係団体に女性の適任者がいなかったため。								
8 環境審議会	環境総務課	H11. 6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告等について、諮問に応じて調査審議する。	5	0	4	8	17	11	6	○	2	2	14	論文	-	○	○	-	2	○	2	17	-	○	○	有								
9 社会福祉審議会	福祉総務課	H30. 4	法律条例	社会福祉法 社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定及び認定こども園等の認定等について調査審議する。	18	3	0	20	41	34	7	×	-	-	-	-	法で委員構成が定められているため。	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有	社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。	関係機関・団体に対する充て職であるため。						各分野の専門分科会・部会を開催。民生委員審査(4回)、障害者福祉(6回)、児童福祉(14回)、高齢者福祉(1回)
10 地域自立支援協議会	障害福祉課	H22. 2	法律要綱	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域自立支援協議会設置要綱	障害者計画及び障害福祉計画の策定のための審議等を行うとともに、同計画に定めた施策の推進について評価等を行う。	2	0	4	10	16	12	4	○	3	1	9	論文	-	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有	各団体からの推薦を基に委嘱しているため。							
11 都市計画審議会	都市総務課	H12. 4	法律条例	都市計画法 都市計画審議会条例	諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。	4	0	0	10	14	9	5	×	-	-	-	-	都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため(条例で委員構成を規定)。	○	○	-	3	○	2	1	-	○	○	有		審議事項がなく、調査事項について意見交換のみだった回を非公開とした。						
12 都市景観審議会	都市総務課	H4. 6	条例	都市景観条例	諮問に応じ、都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	2	0	2	4	8	5	3	○	1	1	2	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有								
13 市立学校通学区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41. 10	条例規則	教育委員会附属機関の設置に関する条例 市立学校通学区域審議会規則	市立学校の通学区域の設定、変更等に関する教育委員会の諮問に応じて、調査審議し、答申する。	2	1	0	7	10	6	4	×	-	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある通学区域の変更等が審議事項であり、審議の中立性の確保が必要なため。	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								
合計						53	31	18	152	254	191	63	9	9	42					23	30	20	67														

(2) 規則・要綱等に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数						委員公募					委員名簿の公表			開催実績	会議の公開			会議録の公表	個別HPの有無	未達成理由					備考
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H31実績	公表しない理由	H31	可否	H31実績	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員数男女それぞれ3割以上	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)					
1 長期総合計画推進会議	政策室	H23. 7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	市民参画のもと明石市第5次長期総合計画に掲げる施策等及び進行管理について協議及び提案を行う。	2	0	4	7	13	9	4	○	2	2	10	論文及び面接	-	○ ○	-	1 ○	1	5	-	○ ○	有				令和元年12月廃止	
2 (仮称)あかしインクルーシブ条例検討会	福祉総務課	H30. 8	要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会設置要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例に盛り込むべき項目及び内容に関することについて協議する。	4	1	0	20	25	19	6	×	-	-	-	学識経験者及び当事者等から意見を聞く場としているため。	○ ○	-	3 ○	3	19	-	○ ○	有	多くの当事者等から意見を聞く場としているため。	多くの当事者等から意見を聞く場としているため。				
合 計						6	1	4	27	38	28	10		2	2	10				4	4	24									

4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

① 判断基準

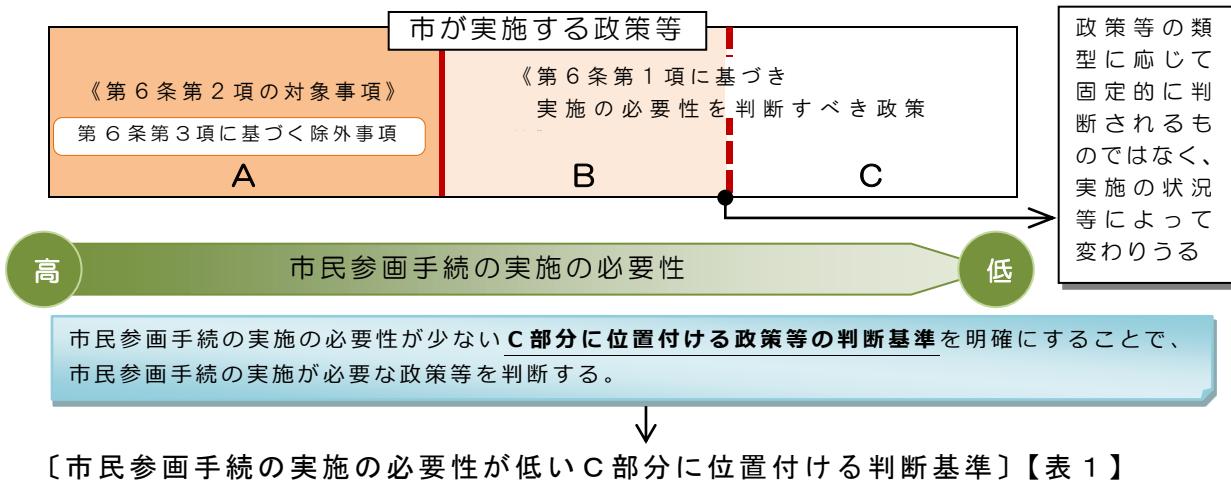
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するにあたり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を設けています。

なお、運用にあたっては、基準を画一的、限定期に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断します。

また、判断にあたっての流れは、「② フロー図」にまとめています。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 預算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※ A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準(複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上の意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など)について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行うこととなっています。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
意見公募	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な事例、想定外の事例が生じたため(例:国会の法案成立等により、急遽条例改正等で対応する必要が生じた等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務のスケジュール上(○月に条例案を議会に上程する必要がある等)条例に定められた期間を設けることができなかつたため。
	【結果等の公表】	
審議会等	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み又は次年度に実施予定のため。 	
	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> 委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 審議にあたり～のような専門的な知識を有することが必要なため。 ⇒市民公募では困難であり、その理由が明確である。 地域・各種団体から委員を選任する必要があるため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する理由が明確な場合、市民公募では困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 地域・各種団体から委員を選任しているため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する根拠に乏しい場合、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表者の選任が必要で、それらに女性が少ないため。 ⇒地域・各種団体から選任する者を、各団体の代表者とする必要性が明確な場合、男女比を操作することは困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識を要する者や地域・各種団体からの選任が多く、それらに女性が少ないとため。 ⇒地域・各種団体からの代表として女性を選任できる余地がある。

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	<p style="text-align: center;">【委員名簿の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会等で専門的な見地から判定・認定等を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定・認定等に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等で審議するにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。
	<p style="text-align: center;">【会議・会議録の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議内容が専門的な見地から判定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開することで、次回以降の審査等に影響が出る可能性が高い。 法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開したとしても、次回以降の審議に影響が出る可能性が低いと判断できる。

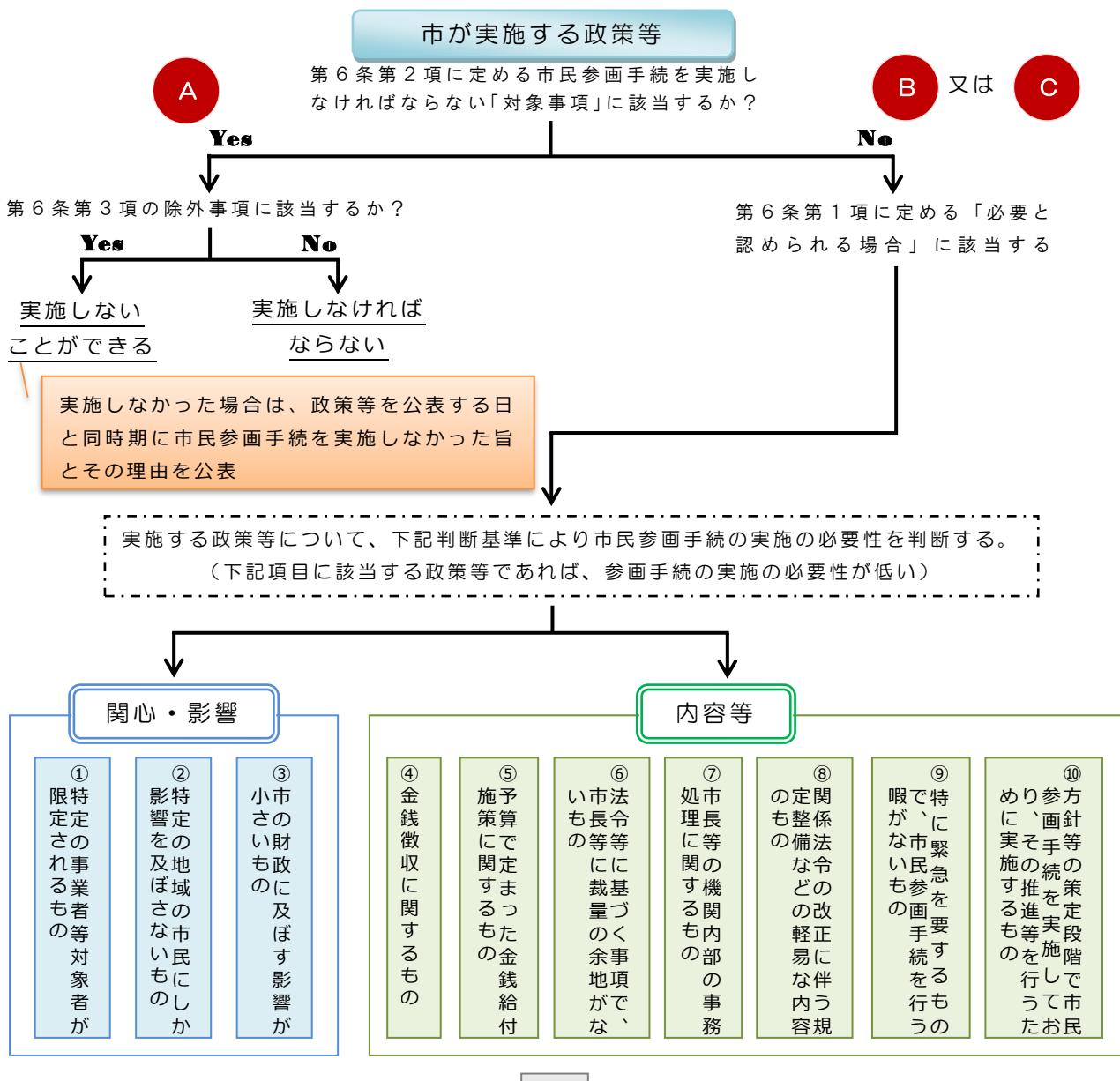
III 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などにあたり設置するものほかに、各部署の経常的な事業の実施にあたり設置しているものが多く、一律に市民参画条例に基づく評価の対象とすることは合理的ではありません。そこで、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等の範囲を表3のとおり定めています。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> 特定の政策等の決定などにあたり、諮問事項等について調査審議する審議会等 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合 </div>

② フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ・①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- ・内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ・②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでの地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。